

久慈川・那珂川流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「久慈川・那珂川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、久慈川・那珂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。オブザーバーは別表2の職にある者をもって構成する。
- 4 事務局は、構成員の同意を得て、別表1及び2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 久慈川・那珂川流域で行う流域治水の全体像の共有・検討
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項の実施

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 1 本規約は、令和2年8月31日から施行する。
- 2 令和3年 1月29日 改定

別表 1（構成員）

構成団体名	役職
福島県 土木部	河川計画課長
茨城県 土木部	河川課長
栃木県 県土整備部	参事兼河川課長
白河市	市長
西郷村	村長
棚倉町	町長
矢祭町	町長
塙町	町長
鮫川村	村長
浅川町	町長
水戸市	市長
日立市	市長
常陸太田市	市長
笠間市	市長
ひたちなか市	市長
常陸大宮市	市長
那珂市	市長
鉾田市	市長
茨城町	町長
大洗町	町長
城里町	町長
東海村	村長
大子町	町長
大田原市	市長
矢板市	市長
那須塩原市	市長
さくら市	市長
那須烏山市	市長
茂木町	町長
市貝町	町長
塩谷町	町長
那須町	町長
那珂川町	町長
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	事務所長
関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所	事務所長
関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所	事業所長

別表 2（オブザーバー）

構成団体名	役職
関東農政局 農村振興部 設計課	水利計画官